

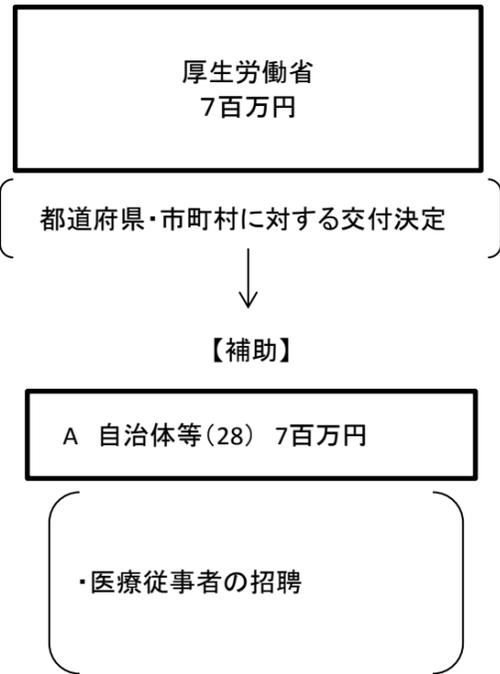
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金		担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室		清水 昌毅		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業について(平成25年5月17日厚生労働省発障0517第4号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づき医療を行う指定入院医療機関が、相互に技術交流を行い医療の向上を図り、対象者の社会復帰を促進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に技術交流を行い医療の向上を図る際に必要な事業費を10/10国が補助している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算			18	9	8	
		繰越し等						
		計			18	9	8	
	執行額			7				
	執行率(%)			38.9				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (26年度)
	技術交流参加人数		成果実績		-	-	94	90
			達成度	%	-	-	108	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業実施施設数		活動実績 (当初見込み)	実施施設数	-	-	28	-
					()	()	(28)	(30)
単位当たりコスト	236,857円(6,632,000円/28施設)		算出根拠	平成24年度の当該事業の支出額を、実施施設数の実績で除算し、1箇所当たりの支出額を算出。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金	9	8	前年度執行状況を踏まえ縮減				
計	9	8						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとされており、当該事業により当該医療を行う医療機関の医療の向上を図ることを目的としており、優先度の高い事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとされており、当該医療の向上を図るため当該事業にかかる経費を国が支援する。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の状況の検討結果」において、医療の質の向上のため、本事業を行う旨記載されている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療観察法に基づき、対象者に適切な医療を提供し、医療の質の向上を図るための事業であり、国が実施すべきものである。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業者が事業を実施するにあたっては、事業費の削減に努めている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	事業の実施にあたり真に必要な費目に限定したため。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込まれた事業実施箇所数に概ね近い実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>本事業は、医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者に対し医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に技術交流を行い医療の質の向上を図ることを目的として実施している。活動指標として挙げた事業実施施設の実績及び指定医療機関数のさらなる増加等を考慮し、引き続き計画的な予算措置を講じていく。</p>					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。(長崎、井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	平成24年度の執行状況を反映し予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	前年度執行状況を踏まえ縮減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年		平成24年	41

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.独立行政法人国立病院機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	医療従事者の招聘	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立病院機構	花巻病院ほかに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	4		
2	群馬県	群馬県立精神医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.5		
3	埼玉県	埼玉県立精神医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.4		
4	鹿児島県	鹿児島県立始良病院に他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.3		
5	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.3		
6	茨城県	茨城県立こころの医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.3		
7	東京都	東京都立松沢病院に他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.3		
8	長崎県病院企業団	長崎県精神医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.2		
9	地方独立行政法人山口県立病院機構	山口県立こころの医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.2		
10	地方独立行政法人静岡県立病院機構	静岡県立こころの医療センターに他の医療従事者を招き、相互に技術交流を行う。	0.2		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					